

業務継続計画 (BCP)

自然災害対策編

社会福祉法人 アス・ライフ

令和5年11月1日作成

目次

I 総論

1 基本方針.....	1
2 BCP推進体制.....	2
3 リスクの把握.....	3
4 優先業務の選定.....	18
5 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し.....	19

II 平常時の対応

1 建物・設備の安全対策.....	20
2 電気が止まった場合の対策.....	21
3 ガスが止まった場合の対策.....	21
4 水道が止まった場合の対策.....	22
5 通信が麻痺した場合の対策.....	22
6 システムが停止した場合の対策.....	22
7 衛生面(トイレ等)の対策.....	22
8 必需品の備蓄.....	22
9 資金手当て.....	22
10 固有事項.....	25

III 緊急時の対応

1 BCP発動基準.....	24
2 行動基準.....	25
3 対応体制.....	28
4 対応拠点.....	29
5 安否確認.....	29
6 職員の参集基準.....	30
7 施設内外での避難場所・避難方法.....	35
8 重要業務の継続.....	36
9 職員の管理.....	38
10 復旧対応.....	39

IV 他施設との連携

1 連携体制の構築.....	41
2 連携対応.....	41

V 地域との連携

1 被災時の職員の派遣.....	42
2 福祉避難所の運営.....	42

別紙1	災害時備蓄品リスト	43
別紙2	利用者安否確認表(通所施設・訪問事業所用)	44
別紙3	職員安否確認表	45
別紙4	〇〇事業所と〇〇地区町内会の災害時相互援助協定書	46
別紙5	施設間における災害時相互援助協定書	48

I 総論

はじめに

当法人施設等における災害時の業務継続計画書（以下BCPという）とは、災害で被害を受けても重要な福祉サービス等の提供をなるべく中断しない、中断した場合においても可能な限り早期に再開できるように、あらかじめ取り決めておく計画である。

1 基本方針

(1) 利用者の安全を守る

当法人は、公益性の高いの福祉サービスを提供しており、地震や豪雨などの災害発生によるサービス停止は、利用者の生命の危険や機能低下をもたらす可能性がある。そのため、災害時であっても命にかかわる最低限のサービスについては継続していくことで、社会的責任を果たすことを目的とする。

(2) 職員の安全を守る

災害発生時に事業を継続することにより、当法人の経営を健全に保つことは、職員の雇用を守る上で重要である。また、災害発生時や復旧においては、職員の長時間労働や精神的ダメージなど、労働環境が過酷になることも懸念される。

従って、職員の過重労働やメンタルヘルスの対応についても、適切な措置を本BCPの中で併せて検討することにより、職員の安全・安心や法人への帰属意識向上を図っていくこととする。

(3) 早期の事業再開を目指す

災害発生時において、早期の復旧を図るため、優先業務を実施する体制と対策を事前に定めて、継続業務へ万全を期していく。

(4) 行政との協力、地域への協力

行政からの支援要請に答えると共に、地域の災害福祉支援ネットワークと連携し、平時の活動や災害発生時における活動支援を行う。また、本BCPの中で、災害時の対応方法や地域との連携について検討することにより、地域の災害対応力向上に寄与する。

(5) 円滑な資源供給体制

災害発生後に必要となる物資などの必要資源や搬送手段について、当法人と取引業者で相互の事前対策や協力体制を構築する。

2 BCP推進体制

当法人における「平常時におけるBCP推進体制」及び「緊急時におけるBCP発動体制」は、以下のとおりである。

(1) 平常時におけるBCP推進体制

① 法人本部

役割	役職
推進責任者	理事長
副推進責任者	事務局員
推進員	事務職員
	事務職員

② 施設

役割	役職
推進責任者	管理者
副推進責任者	サービス管理責任者
推進員	支援員
	看護師

(2) 緊急時におけるBCP発動体制(BCPを発動し事業継続を実施する体制)

① 法人本部

役割	担当者
災害対策本部長	理事長
災害対策副本部長	事務局
本部事務局班	総務課
総務・連絡調整班	総務課
外部担当班	サービス提供責任者
施設管理班	兼務総務課
利用者対応班	兼務総務課

② 事業所

役割	担当者
災害対策部長	管理者
災害対策副部長	サービス管理責任者
看護班長	看護師
介護班長	介護士
設備等担当班	生活支援員

3 リスクの把握

想定する災害として、地震の場合は山口盆地北西縁断層地震（大原湖断層系の直下型地震）とする。また、風水害等の場合は、事業所の所在区域のハザードマップ及び「山口市業務継続計画」の想定災害の区域を参考にして、対策を講じていくこととする。

なお、自治体等が公表するハザードマップは見直しがあるため、定期的に確認していくこととする。

(1) 山口盆地北西縁断層地震による被害想定

【山口市において想定される地震】

大原湖断層系の2つの活断層がある。

① 山口盆地北西縁断層 (M 6.6)

② 宇部東部断層+下郷断層 (M 7.0)

両者による山口市の被害想定は、負傷者数や家屋倒壊数等の人的・物的被害ではほとんど差はないが、ライフライン関係の被害は、①の方が大きいとされている。

なお、①は県庁の直下にある断層帯。

※ 参考までに山口県域の断層帯等の位置図を示しています。



(2) 山口盆地北西縁断層地震により想定される業務継続上のリスク
 (想定されるリスクは「山口県業務継続計画」から引用)

区分	被害状況	復旧予想等
上水道	発災直後は、管路被害等により断水する可能性が高い	復旧は4日以内の見込み
下水道	機能しなくなる可能性が高く、水洗トイレの使用が不可に	復旧は上水道復旧後(1週間程度)
電力	発災直後は、断線等により外部からの電力供給が中断する可能性が高い	復旧は5日以内の見込み その間は非常用発電設備の容量限度内で対応
通信	断線の可能性が高い 輻輳による不通も想定される	復旧には10日から2週間程度要する見込み
ガス	発災後しばらくの間、供給が中断する可能性が高い	復旧には2週間程度要する見込み

(3) ハザードマップによる法人施設の被害想定

○本部、おおいちフォア・アス、アス・ヘルパーステーション事業所

- ・本部施設等は3階建てで、海拔/標高32.6メートルの高台に立地しており、榎野(ふしの)川の決壊による浸水(0cm)は想定されない。

○アス・ライフ生活介護事業所

- ・施設は平地の4階建てで、海拔/標高25.2メートル。榎野(ふしの)川の決壊による浸水区域にあるため、1階建物へ50cm未満の浸水が想定される。

○アス・ワーク就労継続支援事業所

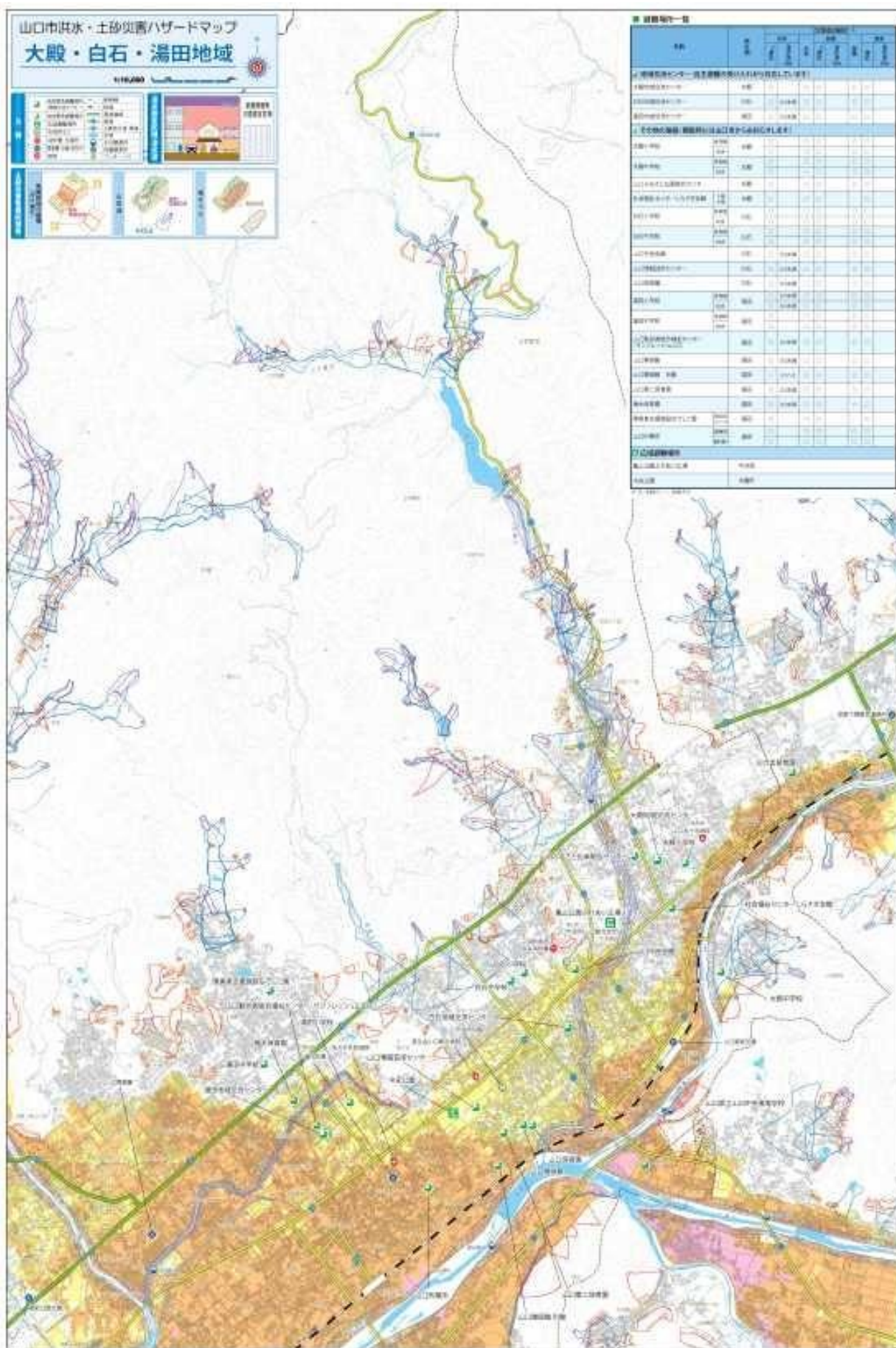
- ・施設は1階建てで(一部2階建て)、海拔/標高22.5メートル。榎野(ふしの)川決壊による浸水区域にあるため、1階建物へ50cmの浸水が想定される。

○なかそのフォア・アス

- ・施設は1階建てで、海拔/標高21.3メートル。榎野(ふしの)川決壊による浸水区域にあるため、1階建物へ50cmの浸水が想定される。

○大市デイサービスセンター

- ・施設は1階建てで、海拔/標高32.6メートルの高台に立地しており、榎野(ふしの)川の決壊による浸水(0cm)は想定されない。



(4) 法人施設の最大被害想定

本計画における建物及び周辺の被害想定は、山口県業務継続計画で示された地震による被害想定並びに事業所が所在する地域ハザードマップの風水害により、防災・減災体制を整えていくことにする。

当面は、山口盆地北西縁断層地震を想定して、建物及びその周辺の整備に漸次取り組んでいく。なお、備蓄品については、当面は最低限必要な備蓄品を配備し、備蓄量は阪神・淡路大震災の教訓から3日分とする。

また、今後の本計画による訓練等により、防災体制の見直しや充実改善を図っていくこととする。

○想定：山口盆地北西縁断層地震

[揺れ・津波]

項目	最大クラスの地震	発生頻度の高い地震
最大震度	6強	6強
津波浸水の有無	無	無
津波到達時間	無	無
液状化の可能性	無	無

[洪水土砂災害]

事象	内容
河川浸水、洪水	なかそのフォア・アス、アス・ワーク及びアス・ライフは榎野川、仁保川沿いに立地し河川が決壊した場合は浸水する危険性が高い。
土砂災害等	土砂災害警戒区域外の市内に各施設が立地しており、災害の危険性は低い。

[ライフライン被害] 最大クラスで想定

電気	被災直後に停電する。復旧まで5日程
ガス	揺れにより自動停止し、復旧に5日程度
水道	被災直後に断水し、復旧に4日程度
下水道	被災直後に機能支障となり、復旧に1週間程度
通信	固定電話：被災直後に不通となり、復旧に1～2週間程度 携帯電話：被災直後から繋がりにくくなる。3から5日で一部復旧 インターネット：被災直後に不通となり、復旧に1週間程度
周辺道路等	事業所付近の国道、主要県道など幹線道路は全線通行止め。 その後、緊急通行車両のみ通行可能となる

○想定：山口盆地北西縁断層地震

[揺れ・津波]

項目	最大クラスの地震	発生頻度の高い地震
最大震度	6強	6強
津波浸水の有無	無	無
津波到達時間	無	無
液状化の可能性	大(1m以上)	大(1m前後)

[洪水土砂災害]

事象	内容
河川浸水、洪水	榎野(ふしの)川の河川氾濫で、50cm程度の浸水が想定される。(対象事業所：アス・ライフ、アス・ワーク、なかそのフォア・アス)
土砂災害等	市街地に立地しているため、危険性はない。

[ライフライン被害] 最大クラスで想定

電気	被災直後に停電し、復旧に5日程度
ガス	プロパンガスで揺れにより一時的に停止する
水道	被災直後に断水し、復旧に4日程度
下水道	被災直後に機能支障となり、復旧に1週間程度
通信	固定電話：被災直後に不通となり、復旧に1～2週間程度 携帯電話：被災直後から繋がりにくくなる。3から5日で一部復旧 インターネット：被災直後に不通となり、復旧に1週間程度
周辺道路等	通行規制は想定されるが、特に支障はない。

※ 参考：内水と外水の違い（職場で共通認識のために参考として掲載しています）

内水による水害	流れ込む雨水などの勢いに排水機能が間に合わず、道路等に氾濫する被害。主に市街地で注意が必要。
外水による水害	堤防の決壊や越水などにより川が氾濫し、家屋等が流される被害。主に河川の近くで注意が必要。

※ 【参考】南海トラフの被害想定

○津波高及び浸水域等の推計結果（山口市）

- 最大津波高（満潮位）3.2メートル
津波高の数値は、メートル以下第2位を四捨五入（第1位を切り上げ）
- 最短到達時間（津波高1m）308分
- 最大震度5強

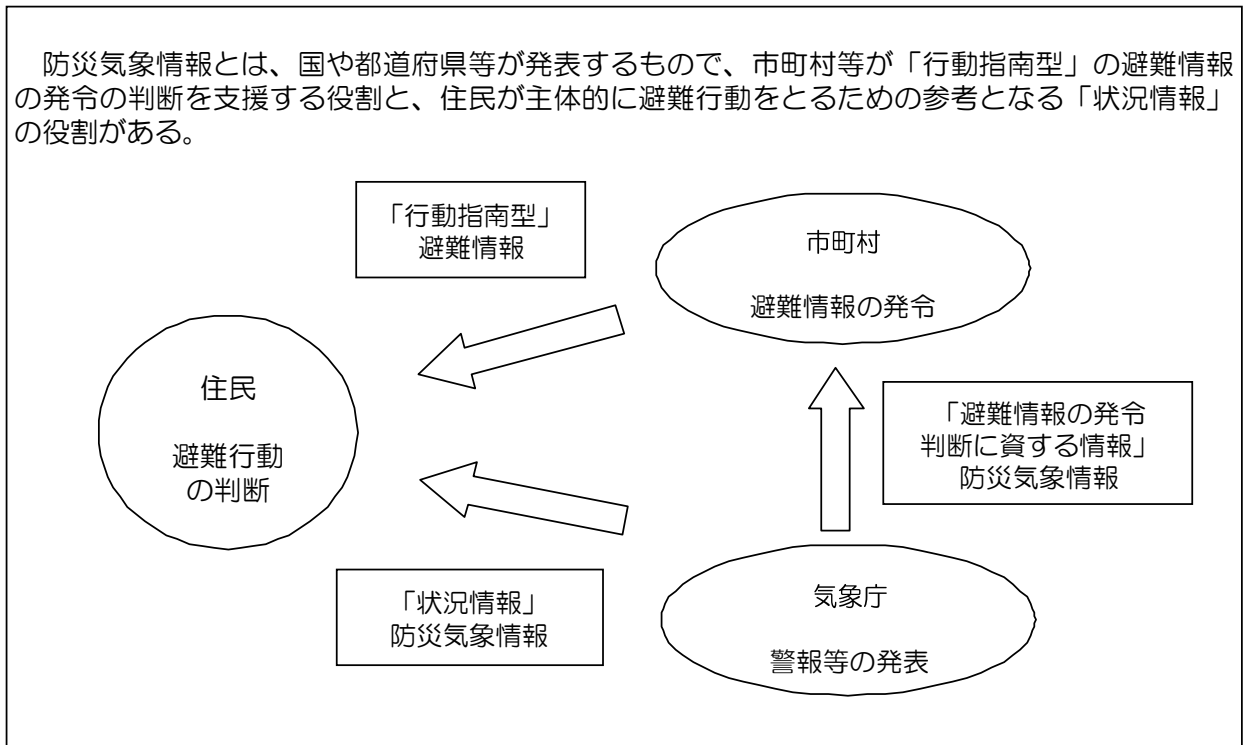
○人的被害、建物被害等の推計結果（山口県）

- 最大死者数（山口県）
614人（建物倒壊28人、津波582人、土砂災害4人）
- 最大全壊棟数（山口県）
5,926棟（揺れ609棟、液状化1,771棟、津波3,454棟
土砂災害61棟、火災31棟）

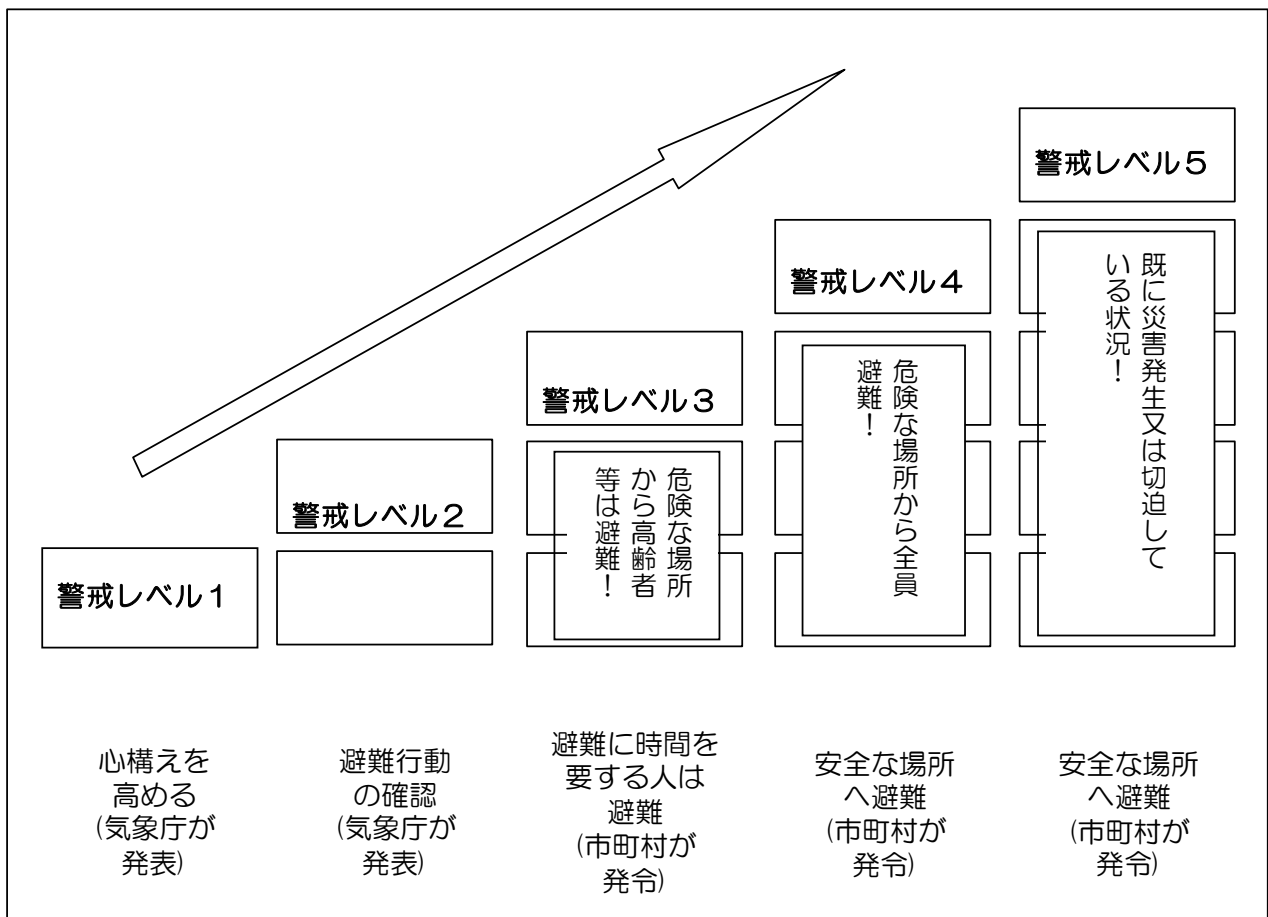
(5) 防災気象情報と警戒レベル（職場で防災・減災意識を高めるために、ここから(7) 気象情報で用いる用語の解説までは参考として掲載しています）

① 防災気象情報

防災気象情報とは、国や都道府県等が発表するもので、市町村等が「行動指南型」の避難情報の発令の判断を支援する役割と、住民が主体的に避難行動をとるための参考となる「状況情報」の役割がある。



② 災害発生の危険度



③ とるべき行動と警戒レベル

情 報	とるべき行動	警戒レベル
大雨特別警報 氾濫発生情報	<p>地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当する。</p> <p>何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっている。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保すること。</p>	警戒レベル5相当
土砂災害警戒情報 危険度分布「非常に危険」 氾濫危険情報 高潮特別警報 高潮警報	<p>地元の自治体が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をすることになっている。</p>	警戒レベル4相当
大雨警報（土砂災害） 洪水警報 氾濫警戒情報 高潮注意報	<p>地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方もキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をすることになっている。</p>	警戒レベル3相当
氾濫注意情報 大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認すること。</p>	警戒レベル2相当
早期注意情報 （警報級の可能性）	<p>災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1のこと。</p> <p>最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めていくこと。</p>	警戒レベル1相当

(6) 気象庁震度階級関連解説表

この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

① 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがあのがわかる。道路に被害が生じることがある。

5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

※ 震度とマグニチュードの違い（職場で共通認識のために参考として掲載しています）

震度とは、地震動の大きさを表す尺度のことで、地震の規模、震源からの距離、地盤条件によって異っている。気象庁が発表している震度は、震度0～震度7の10階級となっている。

マグニチュードとは、地震の規模を表す尺度のことで、マグニチュードは1増えると31.6倍のエネルギーとなる。マグニチュード5の地震はマグニチュード4の地震の31.6倍、マグニチュード3と比較すると約1,000倍もの大きなエネルギーを持っていることになる。

② 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

③ 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

④ 地盤・斜面等の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	地盤の状況	耐震性が低い
5弱	※1亀裂や※2液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		

※ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

⑤ ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

(7) 気象情報で用いる用語の解説

風の強さと吹き方

風の強さと吹き方

(平成12年8月作成)、(平成14年1月一部改正)、(平成19年4月一部改正)、(平成25年3月一部改正)、(平成29年9月一部改正)

[風の強さと吹き方 \(pdf\)](#)

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	おおよその時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	おおよその瞬間風速 (m/s)
やや強い風	10以上 15未満	~50km	一般道路の自動車	風に向かって歩けなくなる、傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。	種(とい)が揺れ始める。	20
強い風	15以上 20未満	~70km		風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。看板やトタン板が外れ始める。	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。雨戸やシャッターが揺れる。	
非常に強い風	20以上 25未満	~90km	高速道路の自動車	何かにつかまっていなくて立ってられない。飛来物によって負傷するおそれがある。	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。看板が落下・飛散する。道路標識が傾く。	通常の速度で運転するのが困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。ビニールハウスのフィルム(被覆材)が広範囲に破れる。	30
	25以上 30未満	~110km						
猛烈な風	30以上 35未満	~125km	特急電車	屋外での行動は極めて危険。	多くの樹木が倒れる。電柱や街灯で倒れるものがある。ブロック壁で倒壊するものがある。	走行中のトラックが横転する。	固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。養生の不十分な仮設足場が崩落する。	50
	35以上 40未満	~140km						
	40以上	140km~						
							住家で倒壊するものがある。鉄骨構造物で変形するものがある。	60

雨の強さと降り方

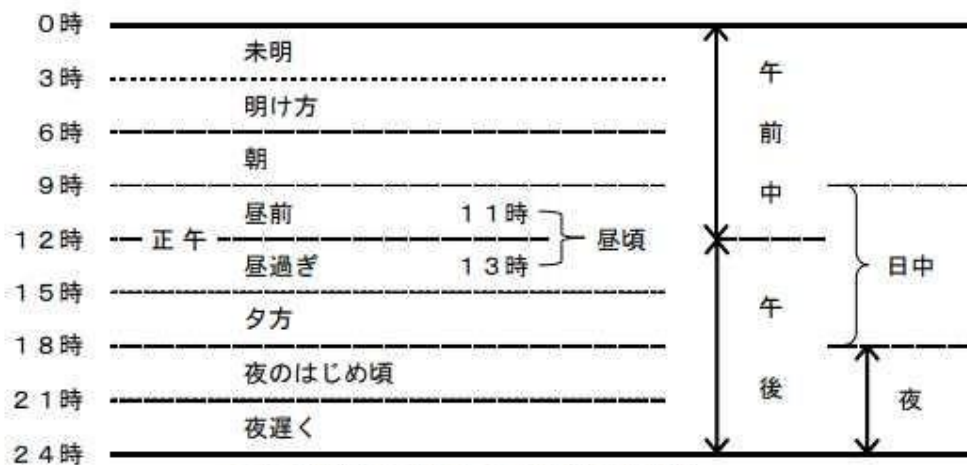
雨の強さと降り方

(平成12年8月作成)、(平成14年1月一部改正)、(平成29年3月一部改正)、(平成29年9月一部改正)

1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10以上~ 20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声が良く聞き取れない	地面一面に水たまりができる	ワイパーを速くしても見づらい
20以上~ 30未満	強い雨	どしゃ降り				
30以上~ 50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る	傘をさしていてもぬれる	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく	道路が川のようにになる	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプレーニング現象)
50以上~ 80未満	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)				
80以上~	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる	傘は全く役に立たなくなる		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	車の運転は危険

開始・終了時刻とピーク時間の表現

開始時刻の表現	終了時刻の表現	ピーク時間の表現
未明から（0時頃から）	未明まで（3時頃まで）	未明（0～3時頃）
明け方から（3時頃から）	明け方まで（6時頃まで）	明け方（3～6時頃）
朝から（6時頃から）	朝まで（9時頃まで）	朝（6～9時頃）
昼前から（9時頃から）	昼前まで（12時頃まで）	昼前（9～12時頃）
昼過ぎから（12時頃から）	昼過ぎまで（15時頃まで）	昼過ぎ（12～15時頃）
夕方から（15時頃から）	夕方まで（18時頃まで）	夕方（15～18時頃）
夜のはじめ頃から（18時頃から）	夜のはじめ頃まで（21時頃まで）	夜のはじめ頃（18～21時頃）
夜遅くから（21時頃から）	夜遅くまで（24時頃まで）	夜遅く（21～24時頃）



天気予報等で使用する1日の時間細分

※ 九州・山口県 防災気象情報ハンドブック 2021
 （令和3年7月 福岡管区气象台）より抜粋

4 優先業務の選定

(1) 優先する事業（リスクの把握により、最大限の被害を想定した場合）

当法人において災害発生時に優先して行う事業は、訪問事業／通所施設とし、その他の事業（業務）は休止し段階的に再開する。

なお、優先して行う事業（業務）については、必要となる重要業務を絞り込んだ上で、災害発生後も休止せず継続して実施する。

また、その他の事業（業務）については、目標復旧時間は定めず、状況を見ながら災害対策本部長が再開の判断を行う。

事業継続を優先する施設等	休止を優先する施設等
① アス・ヘルパーステーション 訪問介護、居宅介護、重度訪問介護	① アス・ワーク 就労継続支援B型事業所
② アス・ライフ 生活介護、共生型生活介護	② 放課後等デイサービス事業
③ 大市デイサービスセンター 通所介護	③ アス・ヘルパーステーション 移動支援、同行援護

(2) 優先する業務

当法人において、災害発生時に優先して行う事業の重要度を4段階に分け、事態の進展に合わせて優先度の低い事業から順番に縮小・休止することで、利用者の健康・身体・生命を守る機能をできる限り維持していく。

業務分類	事業種別	優先する業務
A	法人本部	系列施設等への人的・物的支援
B 状況を検討し 縮小・休止	訪問事業 通所施設	介護、生活支援 日中活動、入浴
C 休止	就労支援 放課後等デイサービス	系列施設等への人的・物的支援
D 休止	休止・延期できる業務	上記以外の業務 出張・連絡会議・研修・行事等

上記の優先業務に休止する事業所から必要な人員を配置する。

5 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

職員の防災・危機管理能力の向上と、BCPの内容理解や改善を目的として、教育・訓練並びにBCPの検証・見直しを定期的(年1回以上)に実施する。

なお、教育・訓練の実施結果や見直しについては、本部と施設間で協議し、BCPに反映させる。

[教育・訓練の年間スケジュール]

内容	主な目的	対象	実施回数
安否確認	・職員への意識づけ		
システム訓練	・通信連絡網の動作確認	全職員	年2回
法人研修	・法人のBCP体制、想定被害	全職員	年1回
職場内研修	・災害対処の基礎知識	施設職員	年1回
避難訓練	・初動動作と避難経路の確認 ・職員や利用者への意識付け	全職員	年1回
机上型訓練	・本部と施設間の連携システムの検証 ・施設間の連携システムの検証 ・BCPの検証と洗い出し	BCP 推進委員	年1回
参集訓練	・参集ルート of 検証	対象職員	年1回

II 平常時の対応

緊急時の対応を円滑に進めていくには、平常時の対応(地震や水害等)として設備や備品、ライフラインの安全対策が不可欠である。日頃から通常業務の一環として、設備の点検や安全対策を講じていく。

1 建物・設備の安全対策

(1) 施設等の耐震対策

場所	構造等	備考
本部ビル 建物の構造	鉄骨造3階建て 耐震構造	昭和58年3月建設 アス・ヘルパー、おおい ちフォア・アス併設
キャビネット	転倒防止金具で固定 有 ・ 無	
書架	転倒防止金具で固定 有 ・ 無	

場所	構造等	備考
アス・ライフ 建物の構造	鉄骨造4階建て 耐震構造	平成22年2月建設
キャビネット	転倒防止金具で固定 有 ・ 無	
書架	転倒防止金具で固定 有 ・ 無	

場所	構造等	備考
アス・ワーク 建物の構造	鉄骨造2階建て 耐震構造	平成27年2月建設
キャビネット	転倒防止金具で固定 有 ・ 無	
書架	転倒防止金具で固定 有 ・ 無	

場所	構造等	備考
大市デイサービス 建物の構造	木造1階建て 耐震構造	平成24年11月建設
キャビネット	転倒防止金具で固定 有 ・ 無	
書架	転倒防止金具で固定 有 ・ 無	

場所	構造等	備考
なかそのフォア・ アス 建物の構造	木造1階建て 面積200㎡未満	昭和54年建設 (賃貸)
キャビネット	転倒防止金具で固定 有 ・ 無	
書架	転倒防止金具で固定 有 ・ 無	

(2) 設備の防災措置（建物や設備の状況、什器類を書き出してください）

居室や共有スペース、事務所など、利用者や職員が利用するスペースでは、設備・什器類に転倒・転落防止措置を講じる。また、避難経路には、設備・什器類を設置しないようにする。

場所	対応策	備考
給水タンク	業者による定期点検（本部ビルのみ該当）	耐震補強は業者確認済
ボイラー設備	同上	同上
空調設備	同上	同上
消防設備	同上	同上
E V昇降機	同上	同上

[風水害対策]

対象	対応策	備考
建物周りの浸水の危険性の確認	職員の定期点検	
防水扉の設置の必要性を検討	必要なし	
外壁の止め金具に錆や緩みはないか	業者点検	
屋根材や止め金具にひびや錆はないか	同上	
飛散防止フィルムが必要な窓ガラスの確認	一部検討	
暴風による飛来物防止の検討	必要なし	
建物周囲に倒れそうな樹木はないか	職員の定期確認	
建物周囲に飛散する備品類を置いてないか	職員の定期確認	

2 電気が止まった場合の対策

稼働させる設備等	自家発電機または代替策
調理設備(冷蔵庫等含む)	クーラーボックス、ダンボール箱 カセットコンロ、簡易トイレ、うちわ、毛布、 使い捨てカイロ、防災キッドや懐中電灯を使用、 スマートフォンの共有
衛生器具	
給湯設備	
冷暖房設備	
照明器具	
情報機器	

3 ガスが止まった場合の対策

稼働させる設備等	代替策
暖房機器	灯油ストーブ、毛布、使い捨てカイロ
調理器具	カセットコンロ、ホットプレート 都市ガス停止の場合、プロパンガスを検討
給湯設備	入浴は中止し、ウェットティッシュで清拭

4 水道が止まった場合の対策

① 飲料水

- ・ 備蓄用飲料水
- 1日あたりに必要な利用者及び職員分の飲料水を3日分備蓄する
- ・ 給水車による配給用に飲料水専用のポリタンクやポリバケツの配備
ポリタンク 個、ポリバケツ(蓋付き) 個

5 通信が麻痺した場合の対策

- ・ 電気が止まってなければ、携帯電話の充電器や蓄電器を複数台用意し、早めに充電する。なお、無線機(トランシーバー)があれば館内連絡に使用する

6 システムが停止した場合の対策

- ・ システムダウンの場合の自動バックアップ及び蓄電稼働時間を確認する
- ・ 紙ベースの重要書類は定期的に入れ替え、非常持出保管庫に入れる
- ・ 浸水時に備えて、PCやサーバーが持ち運べるよう配線等を工夫する

7 衛生面(トイレ等)の対策

① トイレ対策

- ・ 簡易トイレや紙オムツ等の効果的・効率的な使用方法を検討し備蓄する。
- ・ 簡易トイレの備蓄量を検討する

② 汚物対策

- 保管場所候補1：ごみ捨て保管庫
保管場所候補2：建物裏側の空スペース

8 必需品の備蓄

- ・ 被災時に必要な備蓄品は、「飲料・食品」、「医薬品・衛生用品・日用品」、「備品類」に分けて、「災害時備蓄品リスト」(別紙1)にリストアップする
- ・ 常に3日分は備蓄しておくため、必用に応じて補充していく

9 資金手当て

- ・ 被災後に医療品やその他代替品等の購入に備えて、被災の恐れがある場合は、あらかじめ現金(小口現金の補充)を用意し金庫に保管しておく
- ・ 取引業者と協定し、備蓄品等の安定確保に務める
- ・ 現在加入している火災保険(水害補償有り)と地震保険は以下のとおり
三井住友海上火災保険(株)火災・風災・水災・破損等

10 固有事項

「通所サービス固有事項」

【平時からの対応】

- ・ サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握しておく。
- ・ 居宅介護支援事業所と連携し、利用者への安否確認の方法等をあらかじめ整理しておく。
- ・ 平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、職能・事業所団体等）と良好な関係を作るよう工夫する。

「訪問サービス固有事項」

【平時からの対応】

- ・ サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握しておくこと。
- ・ 居宅介護支援事業所と連携し、利用者への安否確認の方法等をあらかじめ検討しておく。
- ・ 発災時に、職員は利用者宅を訪問中または移動中であることも想定し、対応中の利用者への支援手順や、移動中の場合における対応方法をあらかじめ検討しておく。
- ・ 避難先においてサービスを提供することも想定され、平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、職能・事業所団体等）と良好な関係を作るよう工夫する。

Ⅲ 緊急時の対応

1 BCP発動基準

① 地震と水害に分けて、BCPの発動基準を定める。

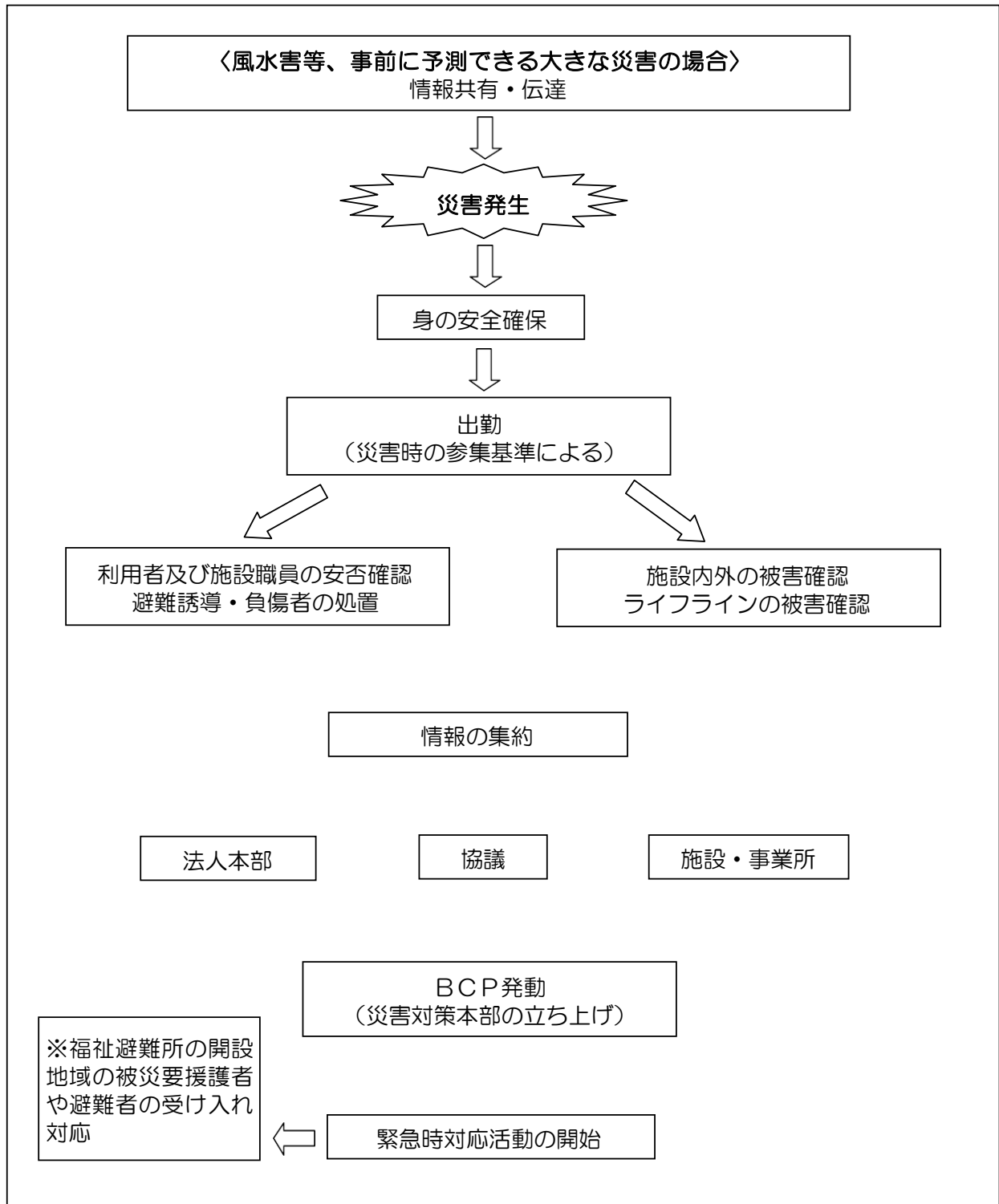
地震における基準	全 員	震度6弱以上の地震が発生し、施設や周辺地域の被害状況を確認した後、平時の業務遂行が困難であると判断した場合に、施設長又は代行者が発動し、ただちに災害対策本部を立ち上げる。
風水害における基準	全 員	大雨特別警報や土砂災害、洪水警報等が発表され、施設や周辺地域の被害状況を確認した後、平時の業務遂行が困難であると判断した場合に、施設長又は代行者が発動し、ただちに災害対策本部を立ち上げる。

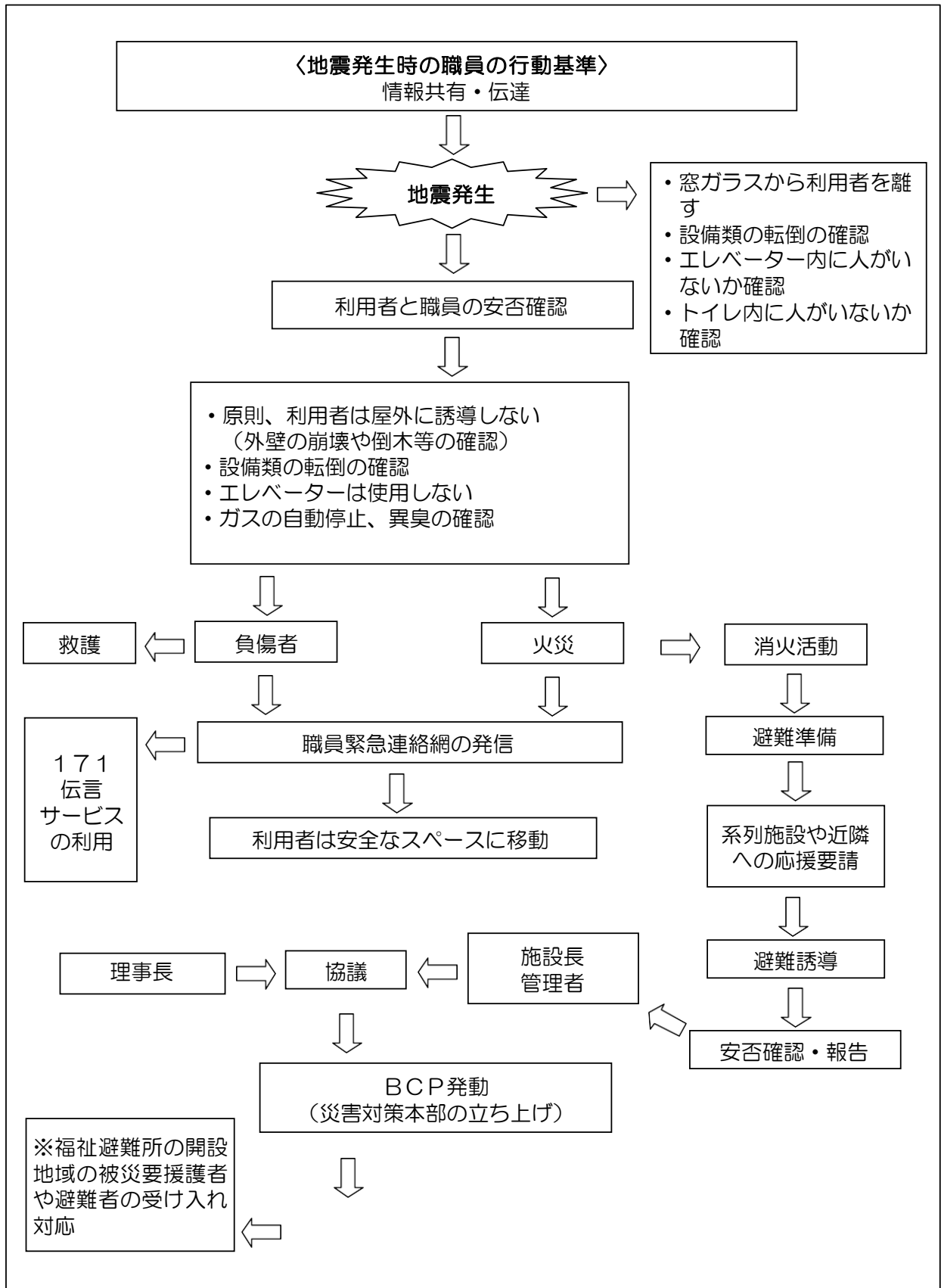
② 発生直後の業務

業 務	内 容
利用者や職員の安全確保	建物内外の避難場所確保
緊急を要する者の処置	応急処置、医療機関への搬送
建物・敷地等の安全確認	被害の状況把握
ライフラインの動作確認	電気、上下水道、ガス、空調設備等
通信状況の動作確認	電話、携帯、インターネット
周辺地域の安全確認	道路や橋などの状況確認

2 行動基準

(1) 風水害等の被災時(初動期)の職員行動フロー





[通所施設の基本的対応事項]

災害発生直後	<ul style="list-style-type: none"> • 職員の安全確保 • ライフラインの確認 • 利用者の見守り、声かけ、怪我の措置 • 施設内外や設備の被害状況の確認
発生後	<ul style="list-style-type: none"> • 参集職員と施設職員で対策会議 • 業務の再編成と職員の役割分担を決定 • 利用者家族やケアマネジャーへの連絡 • 法人本部と協議 • BCP発動
2日目以降	<ul style="list-style-type: none"> • 休止の有無について本部と協議 • 利用者へ電話訪問 • ライフラインや建物の復旧状況により業務通常化へ

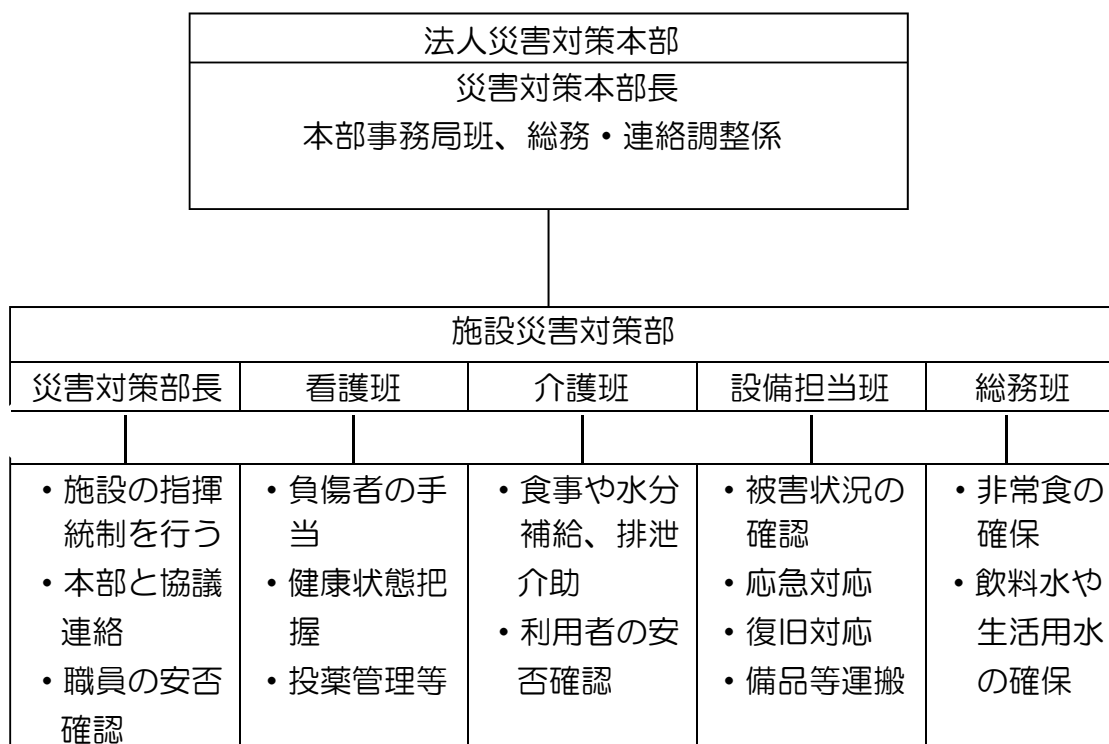
[訪問事業所の基本的対応事項]

災害発生直後	<ul style="list-style-type: none"> • 職員の安全確保 • ライフラインの確認 • 施設内外や設備の被害状況の確認
発生後	<ul style="list-style-type: none"> • 参集職員と施設職員で対策会議 • 利用者やその家族の安否確認 • ケアマネジャーへの連絡 • 法人本部と協議 • BCP発動
2日目以降	<ul style="list-style-type: none"> • 休止の有無について本部と協議 • 利用者へ電話訪問 • 利用者担当業務の再編

(3) 行動基準

状況	行動内容
平常時	設備等の日常点検、防災訓練 BCPの検証や見直し
災害予測が可能な場合	法人本部・施設間で情報共有 施設職員と非番職員との情報収集や情報共有 参集等の必要な態勢を整える
災害発生	BCP発動 命を守る行動と緊急避難 ・利用者や職員の安否確認 ・施設の利用者や職員、非番職員
当日	二次災害対応 ・状況により屋内外の避難場所の確保 利用者や職員の生命維持 最低限のサービス維持
体制確保後	法人本部や系列施設からの相互支援 ・人員や物資等の支援確保 ・取引先の協力依頼 被害状況の確認と復旧作業 事業の順次再開
体制回復後	通常運営・業務
完全復旧後	BCPやマニュアル類の評価・反省・見直し 備蓄品の補充等

3 対応体制



4 対応拠点

災害時の対応拠点は、安全かつ機能性の高い場所に設置する。

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
本部事務所・研修室	アス・ライフ 3階多目的室	大市デイサー ビスセンター

5 安否確認

① 利用者の安否確認

災害発生時の利用者の安否確認は、介護班が「利用者安否確認シート」（別紙2）で行う。負傷者がいる場合は、看護班が応急処置を行う。また、必要な場合は、速やかに嘱託医又は主治医の病院へ救急搬送する。

安否確認後は、利用者の家族へ安否報告を行う。

② 職員の安否確認

災害発生時の職員の安否確認と非番職員の安否確認は、事務所職員が「職員安否確認シート」（別紙3）で行う。負傷者がいる場合は、看護班が応急処置を行う。また、必要な場合は、速やかに病院へ救急搬送する。

なお、NTTコミュニケーションズ安否確認システムや安否確認システムソフト（「一斉メール送信」「自動メール送信」「安否データのリアルタイム集計」などの機能あり）の導入を検討する。

6 職員等の参集基準

当法人では、大規模な災害発生時には、勤務外の職員にも緊急出勤を要請していくこととする。また、災害発生時には通信手段が不通になることを前提として、あらかじめ職員の参集基準を以下のとおりとする。

また、地域全体が大きな被害を受けた際、地域福祉の担い手である当法人は、施設利用者等に対するケアの継続という大きな使命を持っており、安全・安心を保障するための最大限の努力を果たしていく。

参集方法	緊急連絡網による参集	自動参集
判断基準	甚大な被害が生ずると推測される場合 ・大雨特別警報や土砂災害、洪水警報等が発表され、施設や周辺地域の被害状況が確認できた場合	甚大な被害が生じた場合 ・震度6弱以上の地震や豪雨災害等が発生し、施設に被害が及んでいる場合
地震	・施設所在地域で震度5強が発生したとき	・施設所在地域で震度6弱以上が発生したとき
水害	・大雨、洪水、暴風雨、高潮特別警報等が発令され、施設所在地域で浸水等による被害が発生しそうなとき	・大雨、洪水、暴風雨、高潮特別警報等が発令され、施設所在地域で浸水等による被害が発生しそうなとき
その他	・地域生活に支障を及ぼす異常な自然現象があり、警戒態勢が必要なとき	・地域生活に支障を及ぼす異常な自然現象が発生したとき

(1) 役職員（管理職）等の緊急出勤の基準

災害の程度	理事長・事務局 管理職等	主任クラスの職員	一般職員等
震度6以上	自発的に出勤	自発的に出勤	自発的に出勤
震度5強・弱	自発的に出勤し、施設の被災程度から、必要と判断した場合は職員に出勤指示	役職員等の指示・連絡により出勤	役職員等の指示・連絡により出勤
震度4以下	施設職員との連絡により、必要と判断した場合は出勤指示	同上	同上
風水害による被災	同上	同上	同上

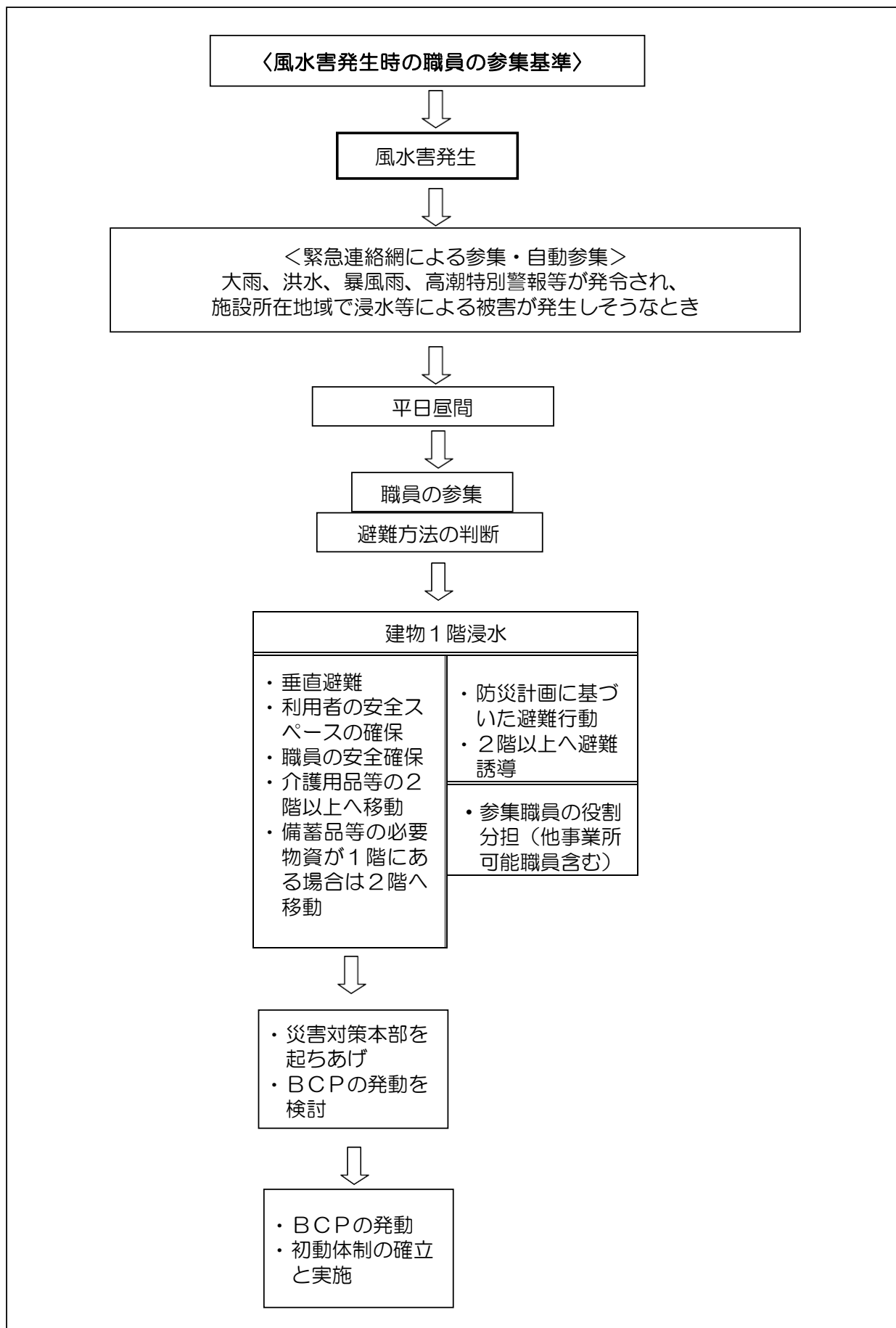
ただし、下記の状態にある職員は対象外とする。

- ① 職員自身、もしくは家族が負傷している場合
- ② 自宅建物が被災し家族が危険な状態にある場合
- ③ 小学生以下の家族の所在が不明でかつ連絡がとれなと場合
- ④ 小学生以下の家族が自宅にいて、他に保護する家族がない場合
- ⑤ 同居家族に高齢者や病人がおり、他に保護する家族がない場合
- ⑥ 職員自身が外出先で帰宅難民となり、出勤が不可能な場合

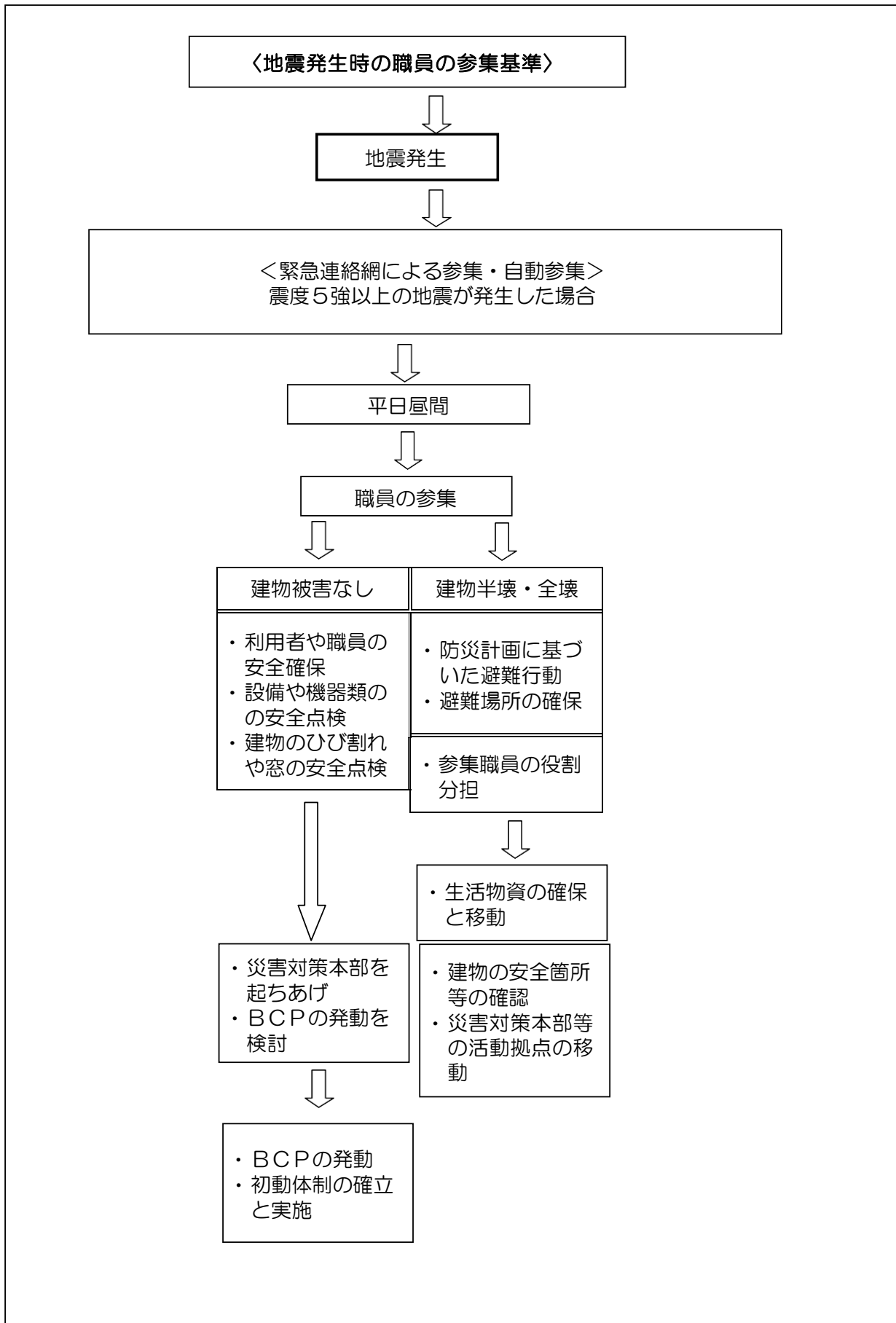
(2) 配備体制を整える場合の参集基準

区分	基準	参集要因	主な活動内容
第1配備 (初動対応)	震度5強 大雨・洪水 警報 噴火予報	理事長 管理者 サービス管 理責任者	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置 2 利用者の安全確認、施設設備点検、被害状況確認、報告、情報収集、各機関との連絡調整等を行い、必要な措置を講じる 3 第2配備への移行を準備 4 必要に応じて第2配備へ移行 <p>※ 参集該当職員は、自宅の被害状況を確認後、自宅の防災対策を実施して直ちに施設へ出勤する。(出勤不可の場合は連絡)</p>
第2配備 (初動対応)	震度6弱 暴風・波浪 警報	理事長 管理者 サービス管 理責任者 看護師	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置 2 利用者の安全確認、施設設備点検、被害状況確認、報告、情報収集、各機関との連絡調整等を行い、必要な措置を講じる 3 第3配備への移行を準備 4 必要に応じて第3配備へ移行 5 終息後、安全の確認が確保された場合には自宅待機の解除を指示 <p>※ 参集該当職員は、自宅の被害状況を確認後、自宅の防災対策を実施して直ちに施設へ出勤する(出勤不可の場合は連絡)。 一般職員は、原則自宅待機とし、自宅の防災対策を実施して緊急招集要請があった場合に備える。</p>
第3配備 (発動)	震度6強 以上 暴風・波浪 警報 噴火警報	全職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置 2 利用者の安全確認、職員の安否確認、施設設備点検、被害状況確認、報告、ライフライン状況確認、職員参集状況の把握、各機関との連絡調整等を行い、必要な措置を講じる 3 職員参集状況を確認、事業継続体制の配備 4 対策本部は被害状況に応じた対応を、配備した各班組織に指示、職員は割り当てられた業務に従事 <p>※ 全職員は、自宅の状況を確認し、被害状況、施設への出勤の可否、要する時間等の報告を行い、出勤可能な場合は、直ちに施設へ出勤する。</p>

(3) 緊急時対応の参集基準等による職員行動フロー（風水害等）



(4) 緊急時対応の参集基準等による職員行動フロー（地震）



7 施設内外での避難場所・避難方法

震災発生時、施設内外の避難する候補場所は以下のとおりとする。

① 施設内

	第1候補	第2候補
場所	1階部分	現在地で柱の多い場所
避難方法	自力で避難できない利用者はコロ付きベッドや毛布等代替え担架を使用する	同左

② 施設外

	第1候補	第2候補
場所	<ul style="list-style-type: none"> ・しらさぎ会館 おおいちフォア・アス みらいフォア・アス 大市デイサービスセンター ・白石地域交流センター アス・ライフ アス・ワーク ・山口情報センター なかそのフォア・アス 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人内の他施設 ※スマートフォンで被害状況を確認し移動する。
避難方法	<ul style="list-style-type: none"> ・送迎車両を使用する ・職員の通勤車両を使用する 	<ul style="list-style-type: none"> ・送迎車両を使用する ・センターの車両を使用する

8 重要業務の継続

平常時の対応（18ページ）で選定した優先業務から、特に重要な業務の継続方法について記載しています。

(1) 時系列的にみた優先する業務は以下のとおりとする。

経過 目安	発災後 6時間	発災後 1日	発災後 3日	発災後 7日
出勤率	30%	50%	70%	90%
在庫量	100%	70%	20%	100%
ライフライン	停電、断水	停電、断水	断水	復旧
業務基準	安全と生命を守るための必要最低限	食事、排泄中心で、その他は休止または縮小	一部休止又は縮小とするが、ほぼ通常に近づける	ほぼ通常どおり
給食	必要最低限のメニューの準備	飲料水、栄養補助食品、簡易食品、炊き出し	炊き出し、ライフライン復旧の範囲で調理再開	炊き出し、ライフライン復旧の範囲で調理再開
食事介助	応援態勢が整うまで、必要な利用者のみ介助	必要な利用者のみ介助	必要な利用者のみ介助	必要な利用者のみ介助
口腔ケア	応援態勢が整うまで休止	必要な利用者はうがいのみ	適宜介助	ほぼ通常通り
水分補給	飲料水準備 必要な利用者に介助	飲料水準備 必要な利用者に介助	飲料水準備 必要な利用者に介助	飲料水準備 ほぼ通常どおり
排泄介助	陰部洗浄、オムツ着脱 簡易トイレ	陰部洗浄、オムツ着脱 簡易トイレ	通常体制へ移行 簡易トイレ	通常体制 簡易トイレ
入浴介助	適宜清拭	適宜清拭	適宜清拭	ライフラインの復旧後に入浴

気象情報で猛烈な台風などの接近により甚大な被害が予想される場合は、利用者や職員の身の安全が強く求められます。そこで、リスクマネジメントの視点から、事前に職場で話し合い、その対策を立てておくことも大切です。

また、予想される災害の状況によっては、必要に応じて自治体と協議し、あらかじめサービスの停止・縮小の準備が必要となってきます。

(2) 通所施設のサービス休止の目安

時系列	判断開始の契機	対応等
2～3日前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風上陸の可能性 ・ 計画運休の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の安全確保が困難なことから、休止の可能性を家族に伝える。
1日前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒レベル3の発令 ・ 計画運休の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休止の可否を判断する
当日の午前6時まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒レベル3以上の発令 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休止判断のタイムリミット
日中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒レベル3以上の発令 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全確保が厳しい ・ 利用者の安否確認後、利用者家族へ安否状況の連絡を行う。 ・ 送迎バスの運行ができない場合は、家族に迎えに来るようお願いします。 ・ 家族が来られない場合は、宿泊の準備をする。

※警戒レベルは、10ページの③とるべき行動と警戒レベルを参照してください。

(3) 訪問事業所のサービス休止の目安

時系列	判断開始の契機	対応等
2～3日前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風上陸の可能性 ・ 計画運休の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の移動が難しいため、利用者・家族に伝える
1日前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒レベル3の発令 ・ 計画運休の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休止の可否を判断する
当日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒レベル3以上の発令 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休止判断のタイムリミット

9 職員の管理

(1) 休憩・宿泊場所

休憩場所	宿泊場所
各事務所・相談室・会議室	各静養室
施設内の空きスペース	畳スペース

(2) 勤務シフト

勤務シフトは、被災発生時の時間帯に応じて、施設長又は副施設長が応援職員として施設の近隣在住者から割り振りを行なっていきます。なお、参集した職員の人数により、できるだけ負担軽減に配慮した勤務態勢とする。

(3) 職員へのケアの実施

① 職員の加重労働の防止

被災後の施設運営は、職員にも大きな負担を与えることとなる。職員の健康管理を徹底し、勤務できるかを確認し、勤務体制を再編成していく。なお、勤務できない職員がいる場合には、系列施設等からの応援者の協力を得ながら、過重労働を未然に防ぐよう努める。

② 職員の心身のケア

職員の住居や家族の被災状況を考慮し、職員の精神的負担を軽減するような心のケアを行っていく。

※ 優先業務の実施と並行して、利用者の心身のケアも必要です。

以下のような症状が利用者に疑われる場合は、早期に主治医等に診てもらうよう努めます。

- 強度の不眠が続いている
- 強度の緊張と興奮が取れない
- 極度の落ち込み
- 心的外傷後のストレス症状
- 幻覚や幻想
- 表情が全くない
- ストレスによる身体症状が深刻等

10 復旧対応

(1) 破損箇所の確認

災害直後に施設内外や設備等に破損が無いか確認し、発見した際は写真等を撮り記録するとともに、応急処置や速やかに業者へ修繕の依頼を行う。特にライフラインに係る設備は優先して復旧を行うこととする。

・建物・設備の被害点検シート

点検対象		状況(該当○囲い)	対応・特記
建物設備	躯体被害 エレベーター ・電気 水道 ガス 電話・インターネット	重大／軽微／問題なし 利用可能／利用不可 通電／不通 利用可能／利用不可 利用可能／利用不可 利用可能／利用不可	
各階の建物設備	天井・壁面・床面 ガラス窓 照明器具 介護用器具 調理設備 看護用器具	亀裂破損あり／破損なし 破損・飛散／破損なし 破損・落下／破損なし 転倒・破損あり／破損なし 転倒・破損あり／破損なし 転倒・破損あり／破損なし 転倒・破損あり／破損なし	

(2) 業者連絡先一覧の整備

各取引業者の連絡先をリスト化し、また非常時の連絡先も確認するなどして、迅速且つ円滑に復旧作業を依頼できるように整えていく。

(3) 情報発信

災害による被害の状況や復旧の進行度合いなどは、ホームページ等を利用して情報発信していく。また、公表のタイミングや範囲、内容、方法などについては、慎重に対応していくこととする。

ガイドラインには、通所サービスと訪問サービスに、固有事項として別に留意点が示されています。

このBCP作成例では、固有事項は考え方や姿勢を示すものなので、「Ⅲ 緊急時の対応」の中では、下表の【災害が予想される場合の対応】を〈サービスの縮小・停止基準の目安〉としてまとめています。

1.1 固有事項

「通所サービス固有事項」

【災害が予想される場合の対応】

- ・台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておくとともに、相談支援事業所や居宅介護支援事業所にも情報共有の上、利用者やその家族にも説明する。その上で、必要に応じ、サービスの前倒し等も検討する。

【災害発生時の対応】

- ・サービス提供を長期間休止する場合は、相談支援事業所や居宅介護支援事業所と連携し、必要に応じて他事業所の訪問サービス等への変更を検討する。
- ・利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後、あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族への安否状況の連絡を行う。利用者の安全確保や家族への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。その際、送迎車の利用が困難な場合も考慮して、手段を検討する。帰宅にあたって、可能であれば利用者家族の協力も得る。関係機関とも連携しながら事業所での宿泊や近くの避難所への移送等で対応する。

「訪問サービス固有事項」

【災害が予想される場合の対応】

- ・台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておくとともに、相談支援事業所や居宅介護支援事業所にも情報共有の上、利用者やその家族にも説明する。その上で、必要に応じ、サービスの前倒し等も検討する。

【災害発生時の対応】

- ・サービス提供を長期間休止する場合は、相談支援事業所や居宅介護支援事業所と連携し、必要に応じて他事業所の訪問サービス等への変更を検討する。
- ・あらかじめ検討した対応方法に基づき、利用者への安否確認等や、利用者宅を訪問中または移動中の場合の対応を行う。

相談支援事業所や居宅介護支援事業所や地域の関係機関と連携の上、可能な場合には、避難先においてサービスを提供する。

IV 他施設等との連携

災害発生等で、自施設だけでは事業継続が困難な場合は、系列施設または他法人施設と相互支援の連携内容を協議する。

なお、近隣に連携できる施設がない場合は、地域のネットワークに参画するなどして、事業継続と早期の復旧を目指す。

1 連携体制の構築

(1) 連携先との協議

〈主な協議事項〉

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">• 利用者の相互受け入れ• 職員の相互派遣• 不足物資の借用• 破損機材の借用 | <ul style="list-style-type: none">• 応急処置に必要な機材等の借用• 飲料水や生活用水• 生活必需品関係の借用 |
|--|--|

(2) 連携事項の内容

〈主な締結事項〉

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">• 利用者の相互受け入れ可能人数• 人的支援• 物的支援(不足物資の援助や搬送)• 費用負担 |
|---|

(3) 地域のネットワーク等の構築・参画

施設の被災地域で、災害福祉支援ネットワークがあれば積極的に参画する。ネットワークがない場合は、構築に向けて積極的にアピールしていく。

2 連携対応

(1) 事前準備

系列施設または他法人施設との相互連携において、あらかじめ準備が必要な確認書や備品類を整理しておく。

(2) 利用者情報の整理

避難先施設でも適切なケアが受けれるように、ケース記録等の中から最低限必要な利用者情報をコピーしておく。

(3) 法人内他事業との共同訓練

法人内他施設との共同訓練や地域との相互援助を想定した防災訓練に、可能な限り利用者や職員が参加する。訓練結果で課題が浮き彫りにされれば、解決方法を検討していく。

V 地域との連携

1 被災地域への職員派遣

施設が所在する地域に、災害福祉支援ネットワークがあれば、災害派遣チームに自施設職員を登録し、災害時の派遣チームの一員として支援活動を積極的に行う。

2 福祉避難所の運営

(1) 福祉避難所の指定

自治体及び他施設から福祉避難所の指定を受けた場合は、受け入れ時の人数や期間、条件等を協議して協定書に記載する。

※ 自治体（別紙4）又は他施設（別紙5）と協定書を締結した場合は、写しを別紙として添付します。

(2) 福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所開設に向けて、必要な物資の確保や施設整備を進めていく。

また、福祉避難所として運営する際には、行政や関係団体、支援団体、ボランティアの受け入れ等、ネットワーク体制の周知を施設職員に図る。

災害時備蓄品リスト

(品目については、施設種別や利用者の状況に合わせて記載してください)

No.	品目	数量	消費期限等	保管場所
1	非常食	食	年 月	
2	飲料水(ペットボトル)	本	年 月	
3	缶詰	缶	年 月	
4	ティッシュ	箱	年 月	
5	タオル	枚	年 月	
6	絆創膏	箱	年 月	
7	包帯	個	年 月	
8	消毒薬	本	年 月	
9	不織布マスク	箱	年 月	
10	ポリ袋	袋		
11	軍手・ゴム手袋	枚		
12	ロープ	本		
13	懐中電灯	個		
14	ろうそく	本		
15	乾電池	個		
16	ロープ	本		
17	ライター・マッチ	個		

利用者安否確認表(通所施設・訪問事業所用)

区分	安 否 確 認				
	氏 名	確認	本人の状況	自宅の状況	避難場所等
1		／ ：	無事・負傷 死亡・不明	半壊・全壊 問題なし	
2		／ ：	無事・負傷 死亡・不明	半壊・全壊 問題なし	
3		／ ：	無事・負傷 死亡・不明	半壊・全壊 問題なし	
4		／ ：	無事・負傷 死亡・不明	半壊・全壊 問題なし	
5		／ ：	無事・負傷 死亡・不明	半壊・全壊 問題なし	
6		／ ：	無事・負傷 死亡・不明	半壊・全壊 問題なし	
7		／ ：	無事・負傷 死亡・不明	半壊・全壊 問題なし	
8		／ ：	無事・負傷 死亡・不明	半壊・全壊 問題なし	
9		／ ：	無事・負傷 死亡・不明	半壊・全壊 問題なし	
10		／ ：	無事・負傷 死亡・不明	半壊・全壊 問題なし	
11		／ ：	無事・負傷 死亡・不明	半壊・全壊 問題なし	
12		／ ：	無事・負傷 死亡・不明	半壊・全壊 問題なし	
13		／ ：	無事・負傷 死亡・不明	半壊・全壊 問題なし	
14		／ ：	無事・負傷 死亡・不明	半壊・全壊 問題なし	
15		／ ：	無事・負傷 死亡・不明	半壊・全壊 問題なし	
16		／ ：	無事・負傷 死亡・不明	半壊・全壊 問題なし	
17		／ ：	無事・負傷 死亡・不明	半壊・全壊 問題なし	

職員安否確認表

区分	安 否 確 認				
	氏 名	本人の状況	自宅の状況	家族の安否	出勤可否
1		無事・負傷 死亡・不明	半壊・全壊 問題なし	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
2		無事・負傷 死亡・不明	半壊・全壊 問題なし	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
3		無事・負傷 死亡・不明	半壊・全壊 問題なし	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
4		無事・負傷 死亡・不明	半壊・全壊 問題なし	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
5		無事・負傷 死亡・不明	半壊・全壊 問題なし	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
6		無事・負傷 死亡・不明	半壊・全壊 問題なし	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
7		無事・負傷 死亡・不明	半壊・全壊 問題なし	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
8		無事・負傷 死亡・不明	半壊・全壊 問題なし	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
9		無事・負傷 死亡・不明	半壊・全壊 問題なし	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
10		無事・負傷 死亡・不明	半壊・全壊 問題なし	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
11		無事・負傷 死亡・不明	半壊・全壊 問題なし	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
12		無事・負傷 死亡・不明	半壊・全壊 問題なし	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
13		無事・負傷 死亡・不明	半壊・全壊 問題なし	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
14		無事・負傷 死亡・不明	半壊・全壊 問題なし	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
15		無事・負傷 死亡・不明	半壊・全壊 問題なし	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
16		無事・負傷 死亡・不明	半壊・全壊 問題なし	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
17		無事・負傷 死亡・不明	半壊・全壊 問題なし	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()

〇〇事業所と〇〇地区町内会の災害時相互援助協定書

社会福祉法人アス・ライフ〇〇事業所（以下「甲」という。）と〇〇地区町内会（以下「乙」という）は、災害時に際し相互援助するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時（地震・風水害・火災等）に、甲と乙との協調を図り、相互に援助活動を行うことにより、損害を未然に防止あるいは最小限にとどめることを目的とする。

（通報）

第2条 甲または甲の近隣に災害等が発生した場合、甲及び乙は、直ちに消防署等に通報するとともに、甲または乙に通報し、協力を依頼するものとする。

（初期消火、避難誘導）

第3条 甲及び乙は、消防隊が到着するまでの間、初期消火を行い、被害を最小限にとどめるよう努めるとともに、甲の施設利用者あるいは乙の住民を安全な場所まで避難誘導を行うものとする。

（避難場所の提供）

第4条 甲及び乙は、災害時の安全を確保するため、必要に応じ、敷地や建物を避難場所として提供するものとする。

（奉仕）

第5条 甲及び乙の援助活動は、奉仕によるものとする。

（連絡会議）

第6条 甲及び乙は、相互に情報交換を行い、災害時に迅速に対応できるよう原則として年1回連絡会議を開催するものとする。

（疑義等の解決）

第7条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙双方で協議して定めるものとする。

(協定期間)

第8条 本協定の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの1年間とする。

ただし、甲、乙において異議等がない場合は、次年度以降についても本協定書について自動的に継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 山口市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
社会福祉法人アス・ライフ〇〇事業所
管理者 〇 〇 〇 〇 印

乙 山口市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇地区町内会
会 長 〇 〇 〇 〇 印

施設間における災害時相互援助協定書

社会福祉法人アス・ライフ〇〇事業所（以下「甲」という。）と社会福祉法人△△会（以下「乙」という。）は、災害時における相互援助について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は地震、火災及び風水害時の災害が発生した場合（以下「災害時等」）における甲、乙間の円滑な連携及び対応が図られるよう必要な事項を定めるものとする。

（対応責任者）

第2条 甲及び乙は災害時等における対応が円滑に行われるよう、それぞれ責任者を定めるものとする。

（対応体制等の相互連絡）

第3条 甲及び乙は、災害時等における連絡体制、対応窓口及び連絡方法について定めるとともに、前条の責任者と併せて、毎年4月1日及び変更の都度、相互に書面で通知するものとする。

（情報提供）

第4条 甲及び乙は災害時等に施設の被害状況、地域の状況等あらかじめ甲乙が協議して定める事項についてとりまとめのうえ、連絡するものとする。

（人的支援）

第5条 甲及び乙は、災害時等に自主的に又は要請により、施設職員を派遣するものとする。

（物的支援）

第6条 甲及び乙は、災害時等に自主的に又は要請により、援助物資を搬送するものとする。

（相互施設間入所者受入）

第8条 甲及び乙は、災害時等に、入所者の安全が確保できず、かつ、地元自治体の緊急入所に関する体制が整わない場合、地元自治体を通さず緊急避難的に入所者の受け入れを要請するものとする。

2 甲及び乙は、入所者の受け入れを要請された場合、速やかに受託するよう努めるものとする。

(訓練)

第8条 甲及び乙は、毎年度、合同で災害時等における対応についての訓練を行うものとする。

(意見交換会等)

第9条 甲及び乙は、毎年度、本協定の実施について必要な意見交換会等を開催するものとする。

(協定の検証、見直し)

第10条 甲及び乙は、毎年度、この協定について次の項目等の検証を行い、必要があれば随時見直しを行うものとする。

(必要経費)

第11条 甲及び乙は、本協定により必要経費が発生した場合は、負担等について別途協議を行うものとする。

(疑義)

第12条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、別に甲乙協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第13条 この協定は締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない限り自動的に更新するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 山口市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

社会福祉法人アス・ライフ〇〇事業所

理事長 藤田 英二 ⑩

乙 山口市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

社会福祉法人 △△会

理事長 ○ ○ ○ ○ ⑩

《参考又は引用文献》

- 「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」
：令和2年12月 厚生労働省老健局
- 「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」
：令和3年3月 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
- 「防災気象情報と警戒レベル」「震度階級関連解説表」等：気象庁ホームページより
- 「九州・山口県防災気象情報ハンドブック2021」：令和3年7月 福岡管区気象台
- 「福祉・介護事業所等における業務継続計画（BCP）作成の手引き～自然災害編～」
：令和2年12月 小樽市
- 「事業継続計画(BCP)水害編第1版」：社会福祉法人かがやき
- 「自然災害発生時におけるBCP 業務継続計画」：社会福祉法人友愛会
- 「自然災害発生時における業務継続計画」：社会福祉法人桔梗会
- 「災害対処計画」社会福祉法人 晃樹会